

上海機器織布局の創設過程（二）

The Process of Establishment of the Shanghai Cotton
Cloth Mill, Shanghai Jiqizhibuju

鈴木智夫

はじめに

- 一 「洋布自織論」の登場
- 二 彭汝琮による織布局の開設
- 三 鄭觀応らによる事業計画の再編成
- 四 紡織機械選定作業への着手（以上前号）
- 五 事業計画の変更と特権の拡充・強化
- 六 紡織機購入の遅延と事業の再度の挫折
- 七 再改組から開業へ

むすび

五 事業計画の変更と特権の拡充・強化

ダンフォースの上海到着後、鄭觀応らはかねて久しく思い悩んできた織布局の技術上の問題点について、ダンフォースに質問をあびせた。鄭らが何よりも先に知りたかったことは、どのような紡織機を使えば、中国棉花を原料として洋式綿布を製織することができるかということであった。鄭らの質問に対するダンフォースの返答は以下のようなものであった。

「中国棉花も産地によりいくらか違いがありますが、概して短毛であるとい

う点で共通しています。ですから長毛のアメリカ棉花を使用するように製作されている欧米の紡織機をそのまま使っては、中国棉花を原料としては、恐らくいかなる種類の洋式綿布をも製織できないと思います。しかし、欧米の既存の紡織機を中国棉花の性質に合うように特別に改造すれば、短纖維の中国棉花によっても、洋式綿布のある種のものは製織できるかも知れません。⁷³⁾」

この回答は、すでにダンフォースが容闊の質問に対して答えていたものと基本的に同一のものであった。ダンフォースの返答は、予期したものといえ、鄭らを失望させた。しかし、それはかれらを全く絶望させるほどのものでもなく、かれらに一縷の望みをもたせるものでもあった。現在ある紡織機でも、それを特別に改造すれば、中国棉花の使用にも耐えられるようになるものがあるかも知れないというダンフォースの返答は、鄭らをひとまず安堵させた。ダンフォースの話を聞いて鄭らはダンフォースの示す方向にしか自分たちの計画を具体化する道を見出すことはできない、と判断した。そこで鄭らはダンフォースに紡織機を特別に改造する任務をひきうけてくれるよう依頼し、彼との間に、紡織機を改造することとその改造された紡織機を一括して織布局のために調達することとを委任した契約を結んだのであった。⁷⁴⁾

ダンフォースの上海滞在は、1881年7月末日から同年11月中旬までの、約4カ月であった。⁷⁵⁾ その間、鄭觀応らは、当時織布局が解決を迫られていた他の困難な問題の処理方法についても、ダンフォースに意見を求めた。工場用地の選定がその代表的なことであった。のちに織布局が工場を実際に建てる上海の租界外の楊樹浦の土地（約300畝）は、この時に鄭がダンフォースの意見に従って選定し、購入したものであった。（さきに彭汝琮が結んだ紡織機購入の契約の破棄をめぐるイギリス商社新泰興洋行とのトラブルの処理についても、鄭觀応はダンフォースに協力を求めた。⁷⁶⁾ ⁷⁷⁾）

1881年11月、ダンフォースは中国棉花100担を携えてイギリス経由で帰国の途についた。アメリカに戻ったのち、かれは鄭との約束に従って、ただちに紡織機改造の作業にとりかかった。かれが帰国後実験してみたところ、中国棉花のみを原料とした場合には、綿糸を紡出できる紡機が全くないことがいよいよ

明白となった。中国から持ち帰った短毛の中国棉花のみを使い、自分が直接手を入れて改造した紡機によって綿糸を紡出する試験をくり返すうちに、かれはようやく中国棉花のみを原料として厚地綿布の原糸となる粗糸を紡出することができるようになった。⁷⁸⁾ 1882年初頭のことである。

1882年3月、ダンフォースは鄭觀応らに対し、「その後さらに改造を加えた紡織機によって試織した綿布は、最初のものより細密となった」と報告してきた。つづいて同年3月、かれはすでに改造した紡織機の製造を依頼する契約を結んだと知らせてきた。⁷⁹⁾ これを受けた鄭觀応らは、ダンフォースの作業を補佐し監督する任務を課して、織布局の通訳梁子石（其彦）をダンフォースのもとに派遣した。⁸⁰⁾ 1882年3月、梁子石もやはり中国棉花数十担を携えて中国を離れた。梁はアメリカに赴く際に先にイギリスを訪れ、そこで工場を視察したりして紡織機についての知識を深めた。まもなくアメリカに到着した梁は、ダンフォースが紡織機改造の作業を約束通り行なっていることを確認するとともに、ダンフォースが改造した紡織機によって中国棉花からどのような洋式綿布を生産できるかを鄭觀応らに報告してきた。⁸¹⁾

ダンフォースと梁子石の両名の報告によって、改造した紡織機によっても、中国棉花を原料とする限り、織布局が生産できる洋式綿布が厚地綿布のみであることを知った鄭觀応は、いまや大変な難問に直面することになった。その問題とは、厚地綿布しか生産できないことが判明したのに、織布局が実際に工場をつくり、生産を開始しても経営がなりたつか、ということであった。織布局の事業計画は薄地綿布と厚地綿布の双方を生産することとなっていたので、薄地綿布が生産できないとなれば、厚地綿布は市場も狭小のうえ原棉の消費量も多かったので、⁸²⁾ 経営が成り立ちにくくなるのは明らかであったからである。⁸³⁾ 鄭觀応らの苦悩は深まるばかりであった。「このまま工場を建設して操業を開始しても、厚地綿布しか生産できない以上、織布局の製品は大きな販路を見出すことができず、織布局は損失をつづけて破産する。そうかといって、いまここで織布局が解散すると、内外から失笑を買ひ、今後の洋務の諸事業にはかりしきれない悪影響を及ぼす。織布局開設の事業を断念せず、また織布局が生産を

開始しても、たちまち破局を迎えるということがないようにするには、いまここでどのような手を打っておけばよいのか」、これが当時、鄭觀応らが日夜思ひ悩んだことなのであった。

鄭觀応は、この危機をきりぬけるため、この時点で、織布局の製品が市場において曲りなりにも輸入綿布（洋布）と対抗できるようにする新しい方策を考え出した。鄭が案出した方策の一つは、以後10年もしくは15年間、織布局のみが中国の全通商港において洋式綿布を生産できる特権（專利）を当局より取得することであった。他の一つは、織布局の製造する洋式綿布が課税面で当局から土布とは全く異なる特別扱いを受けられるようにすることであった。

1882年3月、鄭觀応は北洋通商大臣李鴻章に上申書を提出し、織布局が開業後に厚地綿布しか生産できない可能性が大きいことを正直に説明し、織布局が開業後破産することを免れさせるために、李鴻章がさきの二点を特例として承認してくれるよう、懇願した。⁸⁵⁾ 鄭觀応のこの上申書は、織布局の特権取得の過程や意図を知る上できわめて重要な史料であるが、筆者は今回その全文をよみなおし、鄭がこの時に織布局の特権を拡充・強化しようとしたのは、いかなる局面に対応しようとするためであったかを、はじめてよみとることができた。この点をより鮮明にするために、次にこの上申書の全文を翻訳して提示しておこう。

「過日ダンフォースから手紙を受けとりました。これはかれが中国を去ってから送って來た最初の手紙です。それによりますと、かれはすでにアメリカに戻り、目下、わが国から持ち帰った棉花を用い欧米の紡織機によって試織しているそうです。かれは中国棉花のみを使って洋式綿布を製織するには、どの紡織機をどのように改造すればよいかを試験によって十分に確かめてから、織布局が使用する紡機を最終的に確定し、それを特別に生産するよう工場に発註するのだそうです。私は万一ダンフォースの技量や眼識が十分でなかったら大変なことになると考へ、近日弊社の通事である梁其彦をアメリカに派遣し、ダンフォースと協力して紡織機の改造と購入の仕事を行なわせることにしました。今年の夏から秋にかけての時期には、かれらが改造・購入

した紡織機が中国に送られてくると思いますが、それらが到着次第、ただちにそれらを据えつけて操業を開始したい、と考えています。ただここ2、3年間に使った費用（棉花を購入しそれを欧米に送り試織させるのに要した費用や紡織技師招聘に要した費用など）はすでにかなりの額に達しています。また操業をはじめる時には、労働者を雇傭したり技術見習生を招致したりするのに、さらにかなりの出費を必要とします。新規の事業をはじめるには経費ばかりかかり利益は少ないことはかねて覚悟してきましたが、私の知恵が不足し配慮も十分でなく、弊社が生産をはじめましても、コスト高となって収支がふつり合いになり、たちまち経営が行きづまってしまうのではないかと心配でなりません。ダンフォースによりますと、中国棉花はアメリカ棉花のように柔軟ではないため、それを原料としますとどうしても厚地綿布しか製織できないとのことであります。ダンフォースには今後とも紡織機の改造の作業をつづけさせて、中国棉花を使用して生産できる洋式綿布の質をよくするよう努力させますが、薄地綿布の生産ができない以上、弊社の前途は決して楽観できません。もしも弊社の生産した綿布（厚地綿布）の売れゆきが芳しくなく、輸入綿布を防遏する目的を全く果せないことになると、事は重大となります。そのような事態となりますと、まず弊社に出資した人たちが貴重な資産を失うことになりますが、それはまず以後あらたに綿紡織会社を設立しようとするといっそう困難にしてしまいますし、外国人の失笑をも買います。そこで私は熟慮の末、條約や徵税規則に通じている弁護士とひそかに協議して、このような悪条件下でも弊社が生き残れる方策を考えてみました。それは次の二点に要約できます。

第一は、年限を定めて弊社に洋布生産の独占権を与え、別の人（織布局の関係者でない人）が弊社と洋布生産の利益を争えないようにすることでございます。私どもは、閣下の御命令によりこの事業にとりかかりました当初、閣下に上申して「上海においては、洋布を生産する事業を行なおうとする者は織布局の株主となれるだけで、別に紡織会社を設立することができない」と定めていただきました。ただこの措置だけでは、外国人が弊社にならって

上海で洋布を生産しようとした場合にそれを阻止できない、と心配する人がおります。私どもが調査しましたところ、欧米ではその国に全くないものを創案した人に対して、それから生じる利益を期間を限定して独占させることができます。またある人物が外国である商品の製造法を学びとり、帰国後にその商品をその国ではじめて製造した場合にも、その製法はその人物がはじめて発案したものとみなして、それから生まれる利益をその人物に一定期間独占させることができます。中国棉花のみを原料として洋式綿布を生産しようと弊社が現在行なっておりますことは、外国から特製の紡織機を購入しようとすることですが、これはやはり全く新しい製造法を発明するのとよく似ております。と申しますのは、中国棉花はアメリカ棉花と全く違い、その性質が粗硬で纖維が短く、欧米の通常の紡織機による製造に適合せず、それを使って洋式綿布を織成しようとする人は、どこでも大変難儀しています。欧米の紡織機を中国棉花に合致するものにあらためようとして、弊社はこれまで苦心を重ね、今ようやくその改造に成功しました。このようなことをした人は以前にはどこにもおりませんので、弊社による紡織機の改造は全く新しい発明、全く新しい創案に相当すると考えられます。ですから弊社は、今後15年乃至10年間、中国の全通商港において、中国人・外国人のいずれを問わず、いかなる人も弊社にならって別に紡織会社を設立・経営することができないようにする、あらたな処置をおとり下さることを熱望して居ります。閣下の特段の御配慮・御尽力を心よりお願い申しあげる次第です。こうしていただけましたら、ここ数年来、大金を投じ辛苦を重ねてようやく考案しました弊社の成果をむざむざと他人に奪われることもおこりませんし、たちまち別の紡織会社にきびしい競争を挑まれる心配もしなくてよいようになります。弊社の洋布生産の事業が有利であるとは今ではまだ到底いえませんが、こうして他社との競争を免れるようにしていただけましたなら、「後患」に苦しめられることはなくなります。

第二は、弊社の製品に対して、厘金の賦課を免除し、輸入税などの税を減額していただきたい、ということあります。調査致しましたところ、わが

国では外国綿布に対しては、通商港で正税（輸入税）を課し、それらを内地（他の通商港を含む）に移入する場合にはさらに「子口半税」を課していますが、土布に対する場合と異なって厘金は課して居りません。弊社は操業を開始しましたが、「質がよく価格の高い布（薄地綿布）」はとてもすぐには生産できず、製品の売れ行きがよくないと思われます。そこで閣下には弊社がいま創業にあたり、いかに困難な局面に置かれているかを理解下さり、弊社の製品が課税上すでに内地に輸入されている外国工業製品と同一の扱い（輸入税を免除し子口半税のみを賦課して厘金をも全免する）を受けられますよう、特別の措置をおとりいただきたいと思います。税負担の面で弊社の製品をこのように優遇していただくことに対して外国商人が異議を申し立てましたなら、「織布局の製品は国産の棉花を自国で加工し自国で販売することになるので、その製品を内地に販出することは、移出・移入となり、外国からの「輸入」とはならない。それ故に織布局の製品には輸入税は賦課しない。ただ、それらは工場で機械を使用して生産したものであるので、外国の工場で生産された工業製品（洋貨）を中国の内地に移入する場合と同一に扱って、内地に販出する際には子口半税を課すのである」とお答えいただけましたなら、外国人も反論できなくなると思います。それに中国にはもとより自国の「商民」を保護する権利があります。外国商人がいかに抗議しようと、これらを論拠として反駁していただけましたらよいのです。ただし、これは国家の厘金や税に関係することですので、関係諸機関（戸部・厘金局や海關）とも十分協議してその承認を得ていただくことが必要となりましょう。ここに上申書を提出し、閣下の御裁断をお待ち致します。

私は民のために利をはかるうとされる閣下のお心に添おうと、今あえて事実にもとづいて私の知り得た所をありのままに申し上げました。もし関係各位の御意見が私どもの求めるところをそのまますべてはお認めいただけないというのでしたら、生産開始からしばらくの間だけでも私どもの要請の通りにして私どもの事業を鼓舞していただき、後日弊社の製品の売れ行きがよくなり利益があがるようになりますから、税をふやすようにしていただきた

いと思います。私が閣下の御下命によりこの事業をお引きうけ致しましてから、すでにかなりの年月がすぎました。弊社の操業開始は目前に迫っております。私どもはその時にそなえていま万全の準備をし、初志を貫徹するようつとめなければなりません。それで今般私どもが協議し検討してまいりましたあらたな対応策を整理して閣下に上申させていただきました。これらの方策はいかがございましょうか。閣下の御訓令・ご指図をお待ち申し上げております。

なおダンフォースはいまもアメリカで中国棉花のみを使用して洋式綿布を製織する試験（実験）をくり返しておりますが、かれは私宛の書信で「今もなお確固とした見通しを得るには至っていない」とのべています。今回の手紙にも「織布局が使用する紡織機はどれに決定した」という言葉が入っておりません。かれは全く用心深い人物です。よりよい洋式綿布を製織できるようひきつづき紡織機の改造に全力をあげると申しておりますので、私は期待しています。ここにかれの書簡を翻訳して閣下の御覽に供させていただきます。」

鄭觀応による織布局の特権強化の要請が、織布局が中国棉花を原料として使用するためわずかに厚地綿布しか生産できないことが判明したことと、それにもかかわらず、織布局が諸般の事情により開業を決断せざるを得なくなったことへの対応策としてなされていたことが、はっきりとよみとれるであろう。⁸⁶⁾ 李鴻章は鄭觀応の以上の要請を容れ、⁸⁷⁾ 1882年4月、有名な上奏文を清廷に提出し、その裁可を得たのであった。

六 紡織機購入の遅延と開設事業の再度の挫折

織布局の特権を強化・拡大することに成功した鄭觀応らは、1882年5月に至って遂に「創弁」を決意するに至った。⁸⁸⁾ 織布局の工場を実際に開設し、生産開始に向けて本格的な準備作業にとりかかることに決したのである。鄭觀応らはこのことを以下のような社告を『申報』に掲載して、株主たちに周知させようと

していた。

「私どもが招聘しましたアメリカ人技師ダンフォースは昨年の冬に帰国しました。その後、今年の2月（1882年3月）に、私どもは弊社の通訳である梁子石をイギリス（ならびにアメリカ）に派遣しました。近日梁子石からおくれてきました電信は、大略以下のようにのべております。「私はイギリスの機械類展示センター（機器総会）に行き、さまざまな紡織機を実際に見て、紡織機についての見聞と知識を深めました。その後紡織工場にも赴き、中国棉花の性質に合うように紡織機を改造させ、携帯した中国棉花を使ってその紡織機により実際に洋式綿布を試織してもらいました。この時に製織できた綿布は、前に（ダンフォースが）試織したものよりずっと細密なものでした。現在すでに改造した紡織機と蒸気機関とを特別に製造するように註文し、手付金としてその代金の3分の1を支払いました。私どもの註文を受けた各工場は、いずれも今からただちにこれらの機械の製造にとりかかります。それらはさほど多くの月日を要さずに出来上りますから、私どもはそれらを受領したらすぐに上海に発送いたします」と。このように紡織機購入のめどがつきましたので、弊社もいよいよこの3月27日（1882年5月14日）から工場の建設工事にとりかかります。弊社は資本金400,000両（4,000株、1株100両）、織機400台で出発することにしておりました。しかし出資を希望された方があまりに多かったものですから、私ども役員一同は協議して募集する株を1,000株だけふやし、資本金を500,000両に増額させ、将来工場を拡張できるように致しました。これまで応募のあった株式の数はすでに予定しておりました5,000株に達しましたので、弊社の株式募集は本日をもちまして打ち切らせていただきます。またすでに弊社の株式を入手されている各位には、お約束通りこれから額面の残り半分の金額（1株につき50両、総額で250,000両）を弊社に払い込みいただくこととなります。どうぞ4月15日（1882年5月31日）以降、5月末日（1882年7月14日）までに、弊社の本社に払い込み下さい。右の金額を完納された各位には、弊社の正式の株券と固定

利子（官利）支払い請求票（利息札）をおわたし致します。」⁸⁹⁾

この社告から、まず第一に、織布局が1882年の春には、欧米の紡織機メーカーとの間に、中国棉花を使用するのに適した紡織機を特別註文する契約を結び、その代金の三分の一を手付金として支払っていたことが確認できる。また鄭觀応らが、発註した改造紡織機の製造はもはやさほど困難ではないと判断して、この時点で工場の建設に着手していたこと、同時に工場建設の資金にあてるため、株主に額面の残り半額を期限内（1882年5月31日～7月14日）に払い込むよう要求していたことなどが判明する。しかしこの社告には一つだけきわめて重大なことが隠蔽されていた。それは、改造に成功したとされる紡織機を以てしては、中国棉花を原料とする限り、わずかに厚地綿布しか生産できないということである。鄭觀応らは、洋式綿布の中で最も高価格の上質のもの（薄地綿布）を生産できること、わずかに厚地綿布しか生産できないにもかかわらず、敢えていま開業に踏みきろうとしていたことを、正直に株主に知らせようとはしていなかった。鄭觀応らがこのように重要なことを社告に盛りこまなかつたのは、すべてをありまことに報告することが株主の間に織布局の事業に対する不安をつのらせ、かれらに株式の残額を払い込むことを躊躇させる、と判断したためであろう。しかし、それが洋務運動を代表するような重要企業織布局の経営者のとった行動としては適切でなかったことはいうまでもない。事実を正視し、事態をありのままにうけとめて、それに見合った対応策をとることによって出資者の信頼を得、その付託に応える、というのが鄭がモットーとしていたことであったのであるから、この時点で株主たちに対してとった鄭の態度は、かれ自身の日常の信条とも相反するものであった、といえよう。

織布局の株主となっていた者の中にも、この時点での鄭觀応らの説明に虚偽や不透明な部分があることを見ぬいている者が多かった。このころ『申報』がその論説や記事で織布局の事業の有望さを力説・強調していたにもかかわらず、かれらは織布局への株主の残り半分の払い込みをなかなか行なおうとしなかつた。1882年5月末日以降、1883年の初頭までに織布局の株主が払い込んだ第二期分の株金は、予定額250,000両のわずか4割、100,000両にとどまった。⁹⁰⁾ 株主

たちは大部分が鄭觀応らのいうことにいかに大きな不安感を抱いていたかがよくわかる。

他方、欧米の紡織機メーカーにおける織布局の紡織機製造の作業も、遅々として進まなかった。ダンフォース・梁子石の両名はアメリカで自分たちが発注した通りに紡機や織機が出来上ってくるのを待ちつづけたが、実際に製造されてきた紡織機はダンフォースの要求を満たしていないもの多かった。ダンフォースがメーカー側に何度も作り直しをさせているうちに、また多くの月日がすぎていった。ダンフォース・梁子石の両名が発注していた紡織機を入手して上海に戻ったのは、当初の予定より一年近くおくれた1883年8月のことであった。⁹³⁾

これをうけて、鄭觀応らは、紡織機購入の遅延から着工後ほどなくして停止させていた織布局の工場建設の作業を再開させ、なんとしても翌1884年には開業にこぎつけようとした。⁹⁴⁾しかし、その時、織布局の資金事情が極度に悪化していた。1883年の秋に上海に波及した世界的な恐慌のあおりを受けて、織布局がその資金を貸与していた錢莊や商舗が次々と倒産したからである。これにより回収不能となった織布局の資金は230,000両にも達していた。⁹⁵⁾織布局の資本金は500,000両であったが、その実収額は350,000両にすぎなかつたから、回収不能となった資金は織布局の実収資本金の65パーセントにもなっていた。これはたしかに織布局にとって決定的な打撃となった。改組後の織布局の経理は中国の「合股」の伝統に従って「総弁」の鄭觀応が一手に処理してきたから、この経営危機を招いた責任はすべて鄭に帰すべきものであった。

鄭觀応はこの時までに、役員の手当や事務費、旅費などで40,000両、工場用地の取得とその整備のために35,000両、機械代金の手付金として約45,000両を使っていた。⁹⁶⁾それらに回収不能となっていた230,000両を加えると、すでに350,000両となる。もはや残余はほとんどなくなっていたのである。しかも鄭觀応はこの時点で機械代金の残額（代金の3分の2）の支払いをきびしく迫られていたのである。⁹⁷⁾ダンフォースらが購入した紡織機が1883年9月には、アメ

リカ・イギリスから上海に送られてきていたのであるから、その未払い代金約100,000両はどうしても工面しなければならなかった。急場をしのぐため、鄭觀応は、織布局の株主となりながら額面の残り半分の株金を払い込まない者に手わたさずにおいてきた株券（額面144,800両）に手をつけた。1883年秋、鄭は独断でこの株券を担保として「各処」から70,000両を借入し、機械代金の支払いをすませた。⁹⁹⁾しかし、鄭にはもはやこの借入金を返済する方途はなかった。かくして借入金の担保とした額面144,800両の織布局の株券は、そのまま債権者の手におちた。鄭觀応は織布局の資金230,000両を回収不能としただけでなく、さらに74,800両という大金を損耗させたのであった。¹⁰⁰⁾事の真相を知った他の重役たちは騒然となった。激しい責任追求の声があがるのを恐れつつ、鄭觀応は、翌1884年3月、広東でフランス軍の侵攻に備えていた前兵部尚書彭玉麟に招聘されたのを口実としてひそかに上海を離れた。¹⁰¹⁾鄭觀応は後事を盛宣懷に托したが、盛も當時招商局や電報局の「督弁」として多忙を極めていたため、その後の織布局の経営は鄭觀応に近い経元善が引きつぐこととなった。¹⁰²⁾経元善はこげついていた織布局の貸付金をなんとかして回収して急場をきりぬけようとしたが、「官務」担当の「総弁」龔彝図など官僚派の役員はこれに協力せず、頼みとした李鴻章の支持をも失って辞任を余儀なくされた。¹⁰³⁾

かくして織布局の事業は再度頓挫した。1884年の挫折の直接の要因は、以上でみたように、この会社の経理を一手に処理してきた鄭觀応の資金運用の失敗にあった。¹⁰⁴⁾しかし二度目の挫折にも、織布局の事業計画それ自体の無理がかなり大きく関係していた。織布局のめざす事業がやはり実現できないのではないかと株主の多くは疑い、額面の残り半分の株金の支払いを拒み通して、織布局の資金運用を困難にしていたのであった。織布局の再度の挫折の背景には、このような株主たちの織布局の事業内容への不信と不安があった。かれらの抱く不安が、織布局が予定していた資本金の充足を困難とし、鄭觀応による資金運用を制約して、織布局を再度の挫折へと追い込む一つの有力な要因となっていたのであった。

七 再改組から開業へ

清仏戦争が終結すると、李鴻章は中国資本による綿紡織会社に中国棉花のみを原料として洋式綿布を生産させるという年来の夢を実現しようと、三たび行動をおこした。李は1885年、旧織布局の「総弁」龔寿図に命じてその弟の龔彝図とともに織布局の再建に着手させた。¹⁰⁵⁾ 龔寿図は江海関道（蘇松太道）の龔照瑗や旧織布局の有力株主沈善行らと協議を重ね、織布局再建の方策をうちたてた。¹⁰⁶⁾ 龔寿図・龔彝図兄弟は1887年6月、旧織布局の公印（関防）・台帳・株券・文書類などを経元善よりひきつぎ、あらたに18条からなる「章程」を作成してその全文を『申報』に掲載させた。¹⁰⁷⁾ 織布局はここに三たび改組されて龔氏兄弟の指導下で出発し直すこととなった。

新しい織布局は、それまでの織布局とは全く異なる新会社の形態をとった。民営の株式会社の形態はなお維持されてはいたが、経営に対する当局の監督を徹底させるためにあらたに「督弁」がおかれ、そのポストは江海関道（蘇松太道）の龔照瑗が兼務することとなった。¹⁰⁸⁾ 織布局でも、再改組を機として、当時の招商局と同じく、官僚（洋務派官僚）の支配・規制がいちだんと強化されていたのである。また再出発をした織布局は、旧織布局の残した債務のすべてを鄭觀応が負うべきものである、と宣言していた。¹⁰⁹⁾ 新会社は旧織布局がダンフォースとの間に締結した契約をもひきつがず、かれとの間に別に新しい雇傭契約を結んだ。¹¹⁰⁾ 新会社は旧織布局が支払い不能となっていたダンフォースの給料に対しても、ダンフォースが鄭觀応に請求すべきものであるとの態度をとった。¹¹¹⁾

新しい織布局の資産は、旧織布局からひきついだ機械類と工場用地のみで、その評価額は約200,000両にすぎなかった。¹¹²⁾ これに対し 当時なお廃棄されていなかった織布局の株は2,900余であったから、¹¹³⁾ 1株当たりの実質資産はわずか70両弱に減少していた。そこで織布局は再改組に際し、まず1株100両の新株を発行し、旧株2,900余株を額面の70パーセントに切り下げ、30両を追加して払い込んだ者に対してのみ新株1株との交換に応じることとした。¹¹⁴⁾

織布局は再度出発し直すに際し、さきの挫折の直接の要因となった経営上の問題点を是正することをも迫られていた。経理が乱脈をきわめていたこと、役員が会社の資金を浪費していたこと、経理（財務）担当の支配人が会社の資金の運用を誤り、巨額の資金を回収不能としていたこと、職員の任用がほとんど情実のみによって行なわれていたことなどが株主の怒りを買っていたからである。¹¹⁵⁾ 龔氏兄弟は、自分たちが鄭觀応と同じような経営上の失敗をしないような措置を考案して、それらを株主たちに提示しなければならなくなつた。これは、織布局が株主の信頼を回復する上でも、監督官庁の批准を得る上でも、不可欠のことであった。龚氏兄弟はこうした必要に迫られ、それなりの方策を苦心してつくりあげた。その主なものは以下の通りである。

- ① 役員や職員の数を極力少なくし、浪費を戒め、役員には当分毎月少額の車代以外、一切の手当を支給しない。
- ② 会社の資金は、経理担当の職員が、1,000株以上の株主から「公挙」された「董事」の監督下に厳正に管理し、「総弁」と「会弁」の署名・捺印を得なければ使用できないようにする。
- ③ 会社に10,000両以上の入金があった時には、それを外国銀行に預金し、¹¹⁶⁾ 1,000両以上、10,000両未満の入金があった時には、それを信用の厚い有力錢莊に預け入れる。
- ④ 経理担当職員に経営責任者の縁故者を任用することを禁じ、担当職員が不正を行なえないよう、金庫の鍵や鎖を「公挙」された「董事」に保管させ、さらに「総弁」・「会弁」が隨時、帳簿を点検するようにする。
- ⑤ 役員がその縁故者ばかりを職員に任用することを禁じ、職員の選考を能力本位で行なうようにする。
- ⑥ 帳簿は経理担当職員に正確に記入させ、月や年がかわるごとに前月あるいは前年の損益計算書を作成して「総弁」・「会弁」に提出させ、さらに「公挙」された「董事」にその内容を仔細に点検させ、そこに誤りや虚偽がないことを証明させる。
- ⑦ 職員の勤務時間を午前8時から午後5時までと定め、勤務時間中には職

務に専念させるようにする。¹¹⁷⁾

これらはいずれも1887年に公表された「章程」に明記されていた。織布局の経営者と職員がこれらをすべて励行すれば、乱脈をきわめていた織布局の経理もかなり改善され、財務担当の役員が会社の資金を私的に流用する悪弊をもなくすことができたと思われるが、これらの各条項は結局は空文となり、それらが厳正に実行されることとはなかった。¹¹⁸⁾しかし織布局が清仏戦争後に再度出発し直そうとした時に、このように経理内容を明朗にしようとして、資金の管理と運用方法を合理化しようとしていたことは、やはり注意しておく必要がある。そこから中国の近代企業の経営者がさきの鄭觀応の失敗から、部分的にせよ、学びとるべきことは学んでいたことを確認することができるからである。

では織布局の新経営陣は織布局の事業計画上の基本的な問題点、すなわち織布局が生産しようとする製品（洋布）と織布局が調達できる原料が短纖維の中国棉花のみであることとの矛盾・不齊合という問題に対して、どのような検討を加えていたのであろうか。結論を先にいえば、この点についてはかれらは全く検討らしい検討を行なっていなかった。再出発にあたってかれらが作成していた織布局の事業計画を点検してみれば、このことはすぐにわかる。かれらがたてた計画は、1880年に鄭觀応らが作成した計画とほとんど同一のものであった。それはやはり洋式の綿布、すなわち洋式の薄地綿布（原布）^{グレイ・シャーティング}と厚地綿布（斜紋布と洋標布）^{ドリル T・クロス}の双方を生産することになっていた。¹¹⁹⁾開業後に使用する織機の台数（400台）、一年間に生産する綿布の数量（240,000疋）、予定していた年収（440,000両）のいずれもが、1880年の計画と全く同じであった。他方これらの生産に要する経費は、再改組後人件費などを大幅に節減する方針をうち出していたため、1880年の計画より少なく見積もられていた。¹²⁰⁾そのため年間の純益は1880年の計画よりもさらに多くなり、110,000両にもなると算定されていた（「官利」はすでに経費の中に計上されていたので、「官利」分40,000両を加えた150,000両が純益となる）。¹²¹⁾かれらはさらに、綿布が人民の日常必需品であるが故にそれは常時安定した大きな需要があると見なして、そのことを根拠に織布局の事業がきわめて堅実で有利なものである、と主張していた。

またそれは国外への富の流出阻止と利権回収の使命をも担うとして、織布局の事業の成功が中国の富強達成に直接つながる重要な意義をもつ、と強調していた。¹²³⁾ 織布局が1884年に破局を迎えたことに対しても、それは織布局の事業が利益を見込めないがために起こったことではないとし、単に織布局の資金管理の在り方に問題があったがために起こったことであるとして、鄭觀応による資金運用の誤りさえなければ、織布局はすでに開業し、年々巨額の利益をあげていたはずである、と主張していた。¹²⁴⁾

このような説明は一見したところ相当の説得力をもつもののようにも思えるが、決して株主の心を動かすことはできなかった。それは株主の多くが、すでに1882年の段階で、織布局がいかに紡織機を改造しようと、中国棉花を原料として使用するため、洋式綿布のなかの高品質のもの（薄地綿布）は生産できないことを、察知してしまっていたからである。このような株主たちからみれば、再改組後の織布局の提示した事業計画は、あいも変わぬ欺瞞にみちたものでしかなかった。

然らば、この時点において、織布局の経営陣はいかに対処すればよかったですであろうか。厚地綿布しか生産できないことがすでに明白になっていたのであるから、織布局はやはりそれまでの計画に実行不可能な部分があったことをはっきりと認め、ダンフォースに命じて事業計画を全面的にねり直おし、厚地綿布生産を主軸とした新しい事業計画を作成・提示すべきであった。もしもその際に厚地綿布の生産に集中しては利益を見込めなかったとしたら、中国棉花をインド棉花かアメリカ棉花と混織するなどして生産する綿布の質を高めるとか、紡績部門を思いきって拡大し、紡績（太糸生産）と織布（厚地綿布生産）とを兼業させて織布部門の赤字を紡績によってカバーするなどの方法を講じ、他方で棉花の品種の改良、アメリカ棉花の導入などを進め、可能な限り近い将来に「細布」（原色布・白色布などの薄地綿布）をも自国で生産できるようにする必要があった。当時、織布局の経営者はこれらのいずれの検討を行なわず、いたずらに虚偽の宣伝をくり返すだけであったから、株主や民間の資産家から信頼されないのは当然のことであった。¹²⁵⁾

かくして、再改組された織布局も、民間からあらたな出資者を得ることはほとんどできなかった。織布局が「官」の制約をたち切って純然たる民間資本の有力企業へと成長する道は、ここに全く閉ざされた。龔寿図・龔彝図兄弟はやむなく官界に出資者を求めたり、官民双方からの借入金によって工場建設を強行し、1890年の初頭には部分的に開業できるまでにこぎつけた。¹²⁶⁾しかし、借入金の元利は累積し、あらたな資金を調達することは全く困難となり、それ以上織布局の経営を続行することはできなくなった。¹²⁷⁾かれらは1890年に退陣し、かわって馬建忠が織布局の「総弁」となった。¹²⁸⁾馬は「洋務」に精通し、1884年以来招商局の「会弁」の地位にあって近代企業の経営に手なれていますを買われて起用されたのであったが、その馬も当時の中国の綿製品の需要動向にマッチした新しい事業計画を提起せず、龔氏兄弟の事業をそのまま継承・拡大しようとするだけであったから、民間から多数の新しい出資者を獲得することはできなかった。¹²⁹⁾馬建忠にも、結局、織布局の工場を完成するのに必要な資金を地方政府や別の洋務企業からの借入金によって確保しようとするしか道はなく、最後には李鴻章の不興を買って更迭させられた。¹³⁰⁾馬建忠の後任には李鴻章の幕僚出身の淮系官僚楊宗澣（藕芳）が起用された。¹³¹⁾かれは地方軍需費10余万両を調達して織布局の工場を1891年に最終的に完成させた。織布局はここに不足していた織機をも充当され、電燈も架設されて、全面的に生産が行なえるようになった。¹³²⁾龔寿図・龔彝図兄弟から馬建忠・楊宗澣へと受けつがれ、莫大な政府資金をも投入してようやく完成を見た織布局が、いかなる綿布を生産できたかは、もはや説明するまでもなかろう。織布局が生産できた製品はやはり輸入綿布全体ではその約3割を占めるにすぎなかった平紋と斜紋の厚地綿布、すなわちシーチング（粗布）とドリル（粗斜紋布）のみであった。¹³³⁾これらの厚地綿布は、当時、都市、とりわけ華北や東三省の都市の大衆の間に需要者を見出してその輸入量も急増していたが、在来の手織綿布（土布）や、インド綿糸を原糸とした「新土布」と競合するため、その市場の拡大はおのずと限界があった。¹³⁴⁾それらは、輸入綿布の全面的防遏をめざし、何度も挫折を重ねたすえによく完成を見た織布局の製品としては、はなはだしく貧弱なものであった。

む　す　び

開業時の織布局の生産設備は、紡機（アメリカ製、リング紡績機）が35,000錘、織機（イギリス製）が530台であった。¹³⁵⁾これらの設備は、もともと洋式綿布の生産を目的として導入されており、昼夜10時間労働により1日1,000疋、年間300,000疋の厚地綿布（粗布と粗斜紋布）を生産できることとなっていた。開業当初は稼動できる織機は少なく労働者の技術も未熟だったために、織布局が実際に生産できたのは、予定額よりはるかに少なく、1日600疋、年間で¹³⁶⁾180,000疋にとどまっていた。

しかし、当時中国では洋式の厚地綿布（粗布と粗斜紋布・洋標布）市場はなお形成の途上にあり、地域的にも主に華北と東北（東三省）に集中する傾向があった。¹³⁷⁾洋式の厚地綿布は、粗布にせよ、洋標布にせよ、品質が土布に近く、価格も決して低廉ではなかったので、全国的に見ればその需要はまださほど大きなものではなかった。洋式綿布そのものに対する需要はその後も年々増加して、1890年代の初頭には、その輸入量は毎年30,000,000両をこえるに至っていたのであるが、その70パーセント近くは「原色布」（生金巾）を主体とした薄地綿布（「細布」）であり、厚地綿布は輸入綿布のわずか3割しか占めていなかった。¹³⁸⁾当時の中国では洋式厚地綿布に対する需要はその輸入量とほぼ同一であったので、その総消費量は織布局が生産しなかった洋標布を含めても毎年10,000,000両前後しかなかったことがわかる。

織布局が生産できる綿布は、当時このように需要が限定されていた厚地綿布の中の粗布と粗斜紋布のみであった。そのため、織布局が生産した綿布が中国で爆発的な売れ行きを示すということは、おこらなかった。織布局が開業3年目に生産した300,000疋（750,000両）の厚地綿布ですら、それを当時の粗布と粗斜紋布の総輸入量（2,500,000疋、6,000,000両）と対比して見れば、それが決して「九牛の一毛」などといえる微少の額でなかったことがわかる。それ故、織布局はその開業の当初から、中国の形成途上の厚地綿布市場で外国製品と激しい競争を行なうことを余儀なくされていたのであった。

織布局の脆弱な立場を補完してくれるはずであった営業独占権（專利）も、開業の翌年（1891年）にその有効期限が満了していた。¹⁴⁰⁾（ただし李鴻章はその後もそれは有効であるとの態度を強引に押し通していた）。そのうえ、張之洞が開設した湖北の「織布官局」の製品が中国の厚地綿布市場に進出してきて、織布局の製品の売れ行きは予期に反してのびず、織布局が綿布生産によって巨利をおさめ、着々と生産設備を拡大していくことは期待できなかった。

しかし、織布局はまもなく、中国の機械製綿製品市場のなかに厚地綿布とは別の新しい商品の販路を見出すようになった。織布局が粗布や粗斜紋布を生産する過程で中国棉花を使用して紡出した原料用の低番手機械製綿糸（太糸）が、苦境にあった織布局に活路を与えたのである。すでにみたように織布局は本来綿布生産の会社として設立されていた。それ故、織布局の生産する綿糸は、当然織布局の綿糸生産のための原糸としてすべて消費されるはずのものであった。しかし、織布局の製織した綿布の売れ行きが当初予想していたほどのものでなかったので、織布局は紡出した綿糸の余剰分をそのまま商品として市場に放出することとなった。¹⁴¹⁾

ところがそのころ中国では、低番手の機械製綿糸に対する需要が急激に拡大していた。長江上中流域や江南・華北などの農民が土布生産（農村家内綿織業）の原糸としてあらたに機械製綿糸（太糸）を使用するようになってきていたからである。低番手綿糸への需要の高まりは、ボンベイの紡織兼業の工場で生産されたインド綿糸の輸入の急増となってあらわれていたが、¹⁴²⁾織布局の綿糸も、このようなインド綿糸と同じく、太糸で土布生産のための原糸としてきわめて好適のものであったから、その売れ行きが順調となつたのである。¹⁴³⁾織布局は、本業の綿布生産ではなく、その一付属工程ともいべき綿糸生産に集中する方が有利となる、という全く予期していなかった局面に直面したのであった。

輸入綿布防遏をめざして出発した織布局はここに輸入綿糸防遏へと、その任務・その役割を変えようとしていた。輸入綿糸の大半は低番手のインド綿糸であり、その原棉もアメリカ棉花のような長纖維の優良品ではなかったから、織布局は綿糸を生産して輸入綿糸に対抗する方が、中国棉花をその原料としてよ

り有効に活用できたし、市場でも輸入品とより効果的に競合できることとなつた。かくして、織布局は原計画を大きく改変して、綿布生産専業の企業から厚地綿布生産と低番手綿糸生産との双方を行なう紡織兼営の企業へと転換していった。1893年の夏に織布局がその紡績部門のみを拡張することを決定したのは、この転換を示すものであった。¹⁴⁴⁾

このような市場状況の変化に即応した方向転換を行ってまもなく、織布局は火災によりその生産設備の大半を失うという不幸に見舞われた。1893年10月のことである。それによる損害は700,000両といわれたが、¹⁴⁵⁾火災によって失ったものはそれよりもはるかに大きかった。織布局は銀価の急激な下落によって中国の近代的機械制綿紡織業に訪れていた千載一遇の好機をこの火災によって逸したからである。

織布局の火災後、李鴻章はそれまでの限定的な綿業近代化政策をかなり大きく改めた。かれは盛宣懷に命じて消失した織布局を華盛紡織総廠（紡機64,000余錘、織機750台）として復興させるとともに、1894年には、華盛を中心として、他に10カ所の紡織会社を中国各地に設立し、湖北の「織布官局」・「紡紗官局」をも含めて、中国資本の紡織工場の規模を、全体で紡機400,000錘、織機5,000台まで拡大するという計画をつくりあげた。¹⁴⁶⁾この計画が実現すれば、當時中国が輸入していた機械製綿糸（その大部分は低番手のインド綿糸）の約9割と、同じく当時の中国が輸入していた厚地綿布（その大部分はアメリカ製）のほとんどすべてを、¹⁴⁷⁾中国の工場で生産できことになっていた。輸入機械製綿製品は華中・華南に市場のあるイギリスの厚地綿布洋標布と、中国棉花の性質による制約から中国の紡織工場では生産できなかった薄地綿布（「細布」）とを除いて、中国で生産可能なものはその8割強を防遏できる計算となっていたのである。¹⁴⁸⁾これまでの研究は、この時の李鴻章の計画が綿布に関しては厚地綿布と薄地綿布とをはっきり区別し、薄地綿布は原料棉花の制約から中国の紡織工場では当分のあいだ生産不可能であると見込んでその防遏が困難であるとしていた点を全く見おとしてきた。¹⁴⁹⁾もしこの点を正しくみれば、李の計画が外国綿製品がひきつづき中国に流入することを許容した、不当きわまるもの

としてそれを非難することが、いかに酷なことであるかが、明らかになろう。¹⁵⁰⁾
李鴻章が1894年にたてた中国の近代綿紡織業拡張計画は、当時の中国の機械製
綿製品（綿糸と綿布）の需要動向をはじめて的確にとらえ、かつまたそれらの
生産に必要な原料面の裏づけをも正しく考慮に入れていた点において、画期的
なものであった。19世紀の70年代初頭以来、中国棉花を原料として洋式の薄地
綿布をも製織できると考えたり、中国に輸入される洋式綿布の大部分が中国棉
花によっては製織不可能な薄地綿布であることを見おとしたまま、織布局の開
設に躍起となってきた李鴻章も、日清戦争の前夜に至ると、中国のなじう
る綿業近代化の方向とその限界について、このように現実的な判断ができるよ
うになっていた。19世紀70年代の「洋布自織論」の認識の誤りは、その有力な提
唱者によってようやく克服されるに至ったのである。

註

- 73)・74) 鄭觀応『盛世危言後編』卷12 電報「稟北洋通商大臣李傳相為電報織布兩
局現在弁理情形」、同『盛世危言』「紡織」付記、『李文忠公全集』「奏稿」卷43
「試弁織布局摺」光緒8年3月初6日。
- 75) ダンフォースがアメリカに向かって上海を去ったのは「光緒七年九月底」、すな
わち1881年11月下旬のことであった（『申報』1884年1月12日「答暨陽居士採訪滬
市公司情形書」、『盛世危言後編』卷12所収註73）所引の李宛上申を参照）。
- 76) 『盛世危言』「紡織」付記、『申報』1882年4月11日「織布局統聞」。
- 77) 註38) と同じ。
- 78) 『盛世危言』「紡織」付記。
- 79) 『申報』1882年3月23日「織布局近聞」。
- 80) 『申報』1882年4月11日「織布局統聞」。『申報』のこの記事はダンフォースの
書簡を受けとつてから鄭觀応と龔寿図が李鴻章と協議するためにあいついで天津に
赴こうとしていたことをも伝えている。
- 81)・82) 『申報』1882年5月12日「上海機器織布總局催收後五成股銀啓」、『盛世
危言後編』卷7、工芸「稟北洋通商大臣李爵傳相為織布局請給獨造權限並免納子口
稅事」、『盛世危言』「紡織」付記。
- 83) 註52) 所引の「機器織布局章程」を参照。
- 84) 当時（19世紀80年代初）中国が輸入していた外国綿布は原布（生金巾 Grey
Shirtings）を中心とするイギリス産薄地綿布が輸入綿布の総額の6割を占め、ア

メリカ産の粗布（被单布 Sheetings）と斜文布（雲斎布 Drills）、イギリス産の洋標布（天竺木綿 T. Cloths）などからなる厚地綿布は輸入綿布総額の約3割、その他の綿布がその1割を占めていた（第1表を参照）。薄地綿布は全国的に広い販路があったが、厚地綿布（特にSheetingsとDrills）はその市場が華北と東三省の都市部にかたよる傾向があった。

- 85) 『盛世危言後編』卷7、工芸「稟北洋通商大臣李爵傳相為織布局請給獨造權限並免納子口稅事」。
- 86) 近年（本世紀70年代末以後）の中国での夏東元氏らの研究や久保田文次第二論文では、この時の鄭觀応らによる特権拡大承認の要請を「外国資本の進出予防（阻止）」と「創業資本家保護」との二つの見地からなされたものととらえている。このような見方は、織布局の特権拡大を「洋務派官僚とそれに深く結びついた買弁グループ」の利益をより確実のものにしようとした「反民族的措置」とみなすかつての通説と対比すれば、明らかにより史実に即した説得力のあるものとなっている。しかし、これらの新しい見解も、この時点で鄭觀応らが織布局の特権をさらに一段と拡大することを強く要請した理由は何であったかと反問してみるといま一つ判然としない。本稿ではこれらの疑問を解こうと、さらに一步考察を深めて、この時点で鄭らが織布局の特権拡大の承認を李鴻章にあらたに要請せざるを得なかった、より具体的、より直接的な要因について検討加えた。
- 87) 『李文忠公全集』「奏稿」卷43「試弁織布局摺」1882年4月4日（光緒8年3月初6日）。

この上奏については、①、その提出された年月について1880年とする説と1882年とする説とが並立していること、②、その内容が鄭觀応がさきに李鴻章に提出した上申書の内容とかなり異なったものとなっていること、③、それが果した客観的役割についての評価が肯定・否定の両説に截然と分かれていること、の三点が十分に検討されなければならない。②と③については李鴻章の工業化政策をどのような性格のものと把握するかという問題と深く関係するので特に慎重な考察が必要であるが、ここでは主に①と②について現時点での筆者の見解を付記しておくこととしよう。

まず①については 嶽中平前掲書と張國輝前掲書、中井英基第二論文、唐振常主編前掲書などが、この上奏を1880年11月（光緒6年11月）の誤りであると見なしているのに対し、波多野善大やA. Feuerwerker, Kang Chao, 胡濱の各前掲書は1882年4月4日（光緒8年3月初6日）説をとっている。筆者は、嶽中平氏らの見解は、李鴻章が北洋大臣としての権限に基づいて、1880年の夏（11月ではない！）に織布局に対し、その有効期限を定めず、上海のみをその適用範囲とした限定的な利権を与えていたことを正しく読みとっていないことから生まれた誤った見方であると考える。李の上奏が1882年4月4日になされていたことは、当時の『申報』の記事（1882年5月17日の「布局近聞」）からも明白であるので、もはや疑問をさしはさむ余地はない（『申報』はこの上奏文の全文を1882年5月20日に掲載した）。

また減免の特権についても、嚴中平氏らは1880年11月に李の上奏によって承認されたと見ているが、これも誤りである。織布局は、1880年に再出発した時から1882年4月の李の上奏まで、その製品については税を「洋例に照らして完納」することとされていた（註52）所引の1880年の「章程」を参照）。正税と子口半税のいずれをも納めることとなっていたのである。1882年4月の李の上奏によって、織布局の製品ははじめて子口半税のみの免除を認められた。それ故、この点についても、嚴中平・張國輝・中井英基らの各氏の見解は修正を必要としよう。

次に②については、先ず以下の四点を確認しなければならない。

第一は、李が専利権の適用範囲を、鄭が要請していた「通商各口」から中国全土に拡大したこと（「通商各口」という限定条件を除去したこと）である。

第二は、李が専利権承認要請の理由を、もっぱら抽象的な「創業資本家の保護」の一点に限定するように改めていたことである。

第三は、李が、鄭觀応の上申書にあったはずの、外国人による綿紡織工場の設立阻止のためという専利権承認のための対外的要因と、厚地綿布（『粗布』）しか製造できないまま開業に踏み切らざるを得ない事態への対応策の構築という、より具体的、より直接的な対内的要因とを、ともに全面的に除去していたことである。

第四は、減免税の特権についても、李が織布局の製品の国内諸港への移出時に正税（従価5%）の免除を求めた鄭の要請をしりぞけて、子口半税（従価2.5%）の免除のみを求めるものへと改めていたことである。鄭觀応の要請を基本線において受け入れながらも、李鴻章はそれを上奏する場合に、このようなかなり大きな修正を行なっていたのであった。

では李は、以上のような修正を、いかなる理由で行なっていたのであろうか。まず外国勢力に言及せず、また課税上の特権をより小さなものにあらためたのは、北洋大臣の任にあるかれが、ことさらに欧米諸国や清朝の財政当局を反発させるような政策の実行を要求しにくい立場にあったことによるものであろう。また織布局が厚地綿布しか生産できないまま開業することへの言及をあえて避けたのは、恐らく、それが織布局の株主たちに与える影響が大きいと判断したためと、それがかれの年来の主張であった「洋布自織論」の欠陥を明らかにする恐れがあったためであろう。北洋大臣として、中国の「自強」の道を求め、あらたな財源づくりに狂奔してきた李にとって、「洋布自織論」の欠陥を率直に認めることは、容易にできることではなかったと思われる。また専利権の適用範囲を全国に拡大したのは、織布局の事業の困難さを配慮したことであろう。織布局の製品が売れ行き不振となって経営が行きづまることを李は恐れ、それへの対応策として、その適用範囲を中国全土にまでおし広げたのである。それは、かれが一方で近代工業の移植を進めながらも、他方でそれが「民生に害を与える」ことを警戒していたこととも、関係することであった。80年代初頭の織布局をめぐる鄭觀応と李鴻章との協調関係と両者の間の以上の見解の差は、中国の形成期のブルジョアジーと洋務派官僚との関係を解明する上で、貴重な手がかりを与えてくれる。織布局に付与すべき特権をめぐる両

人の見解の差は、兩人のおかれていた政治的立場の相違と、兩人がめざす中国の工業化、資本主義化の在り方の違い、さらには兩人がそのころに抱いていた「世界像」や「在るべき中国像」の差異などとも関連させて、今後いっそう深く検討されるべきであろう。

③については、久保田文次第二論文が詳細かつ全面的な考察を行なっている。筆者は織布局の專利権の果した客観的役割については、市場条件が未成熟であったことから、80年代末までは、專利権もほとんど大きな意味をもたず（その「実害」がほとんどなかった）、90年代に入ってはじめて現実に阻止的機能をはっきりともつようになつたものである（ただし1892年春にはその有効期限は満了していた）と考えている。專利を否定的にとらえているA. Feuerwerkerや趙岡・波多野善大・久保田文次ら各氏の研究は、その有効期限内での市場条件をほとんど考慮に入れていない点において再検討する余地を残しているといえよう。

なお鄭觀応の上申書と対比しやすくするため、李鴻章の上奏文の全文をよみ下して次に付記しておく。

試辦織布局摺

大學士直隸總督一等伯臣李鴻章跪キ奏ス。招商シ上海ニ在リテ機器織布局ヲ試辦シ、以テ利源ヲ擴メ洋産ニ敵スル恭摺、仰ギテ聖鑒ヲ祈ル為ノ事。竊ニ查スルニ光緒四年十月二十四日、上諭ヲ奉ズ。御史曹秉哲奏シテ西法ニ彷用シ開採以テ器用ヲ利センヲ請フノ一摺、稱スルニ據ルニ、近來各省機器等ノ局ヲ開設シ、煤鐵ヲ需用スル甚ダ多シ。請フ、内地ニテ西法ニ彷照シ、機器ヲ用ヒ、開採轉運シ鼓鑄製造セバ、既ニ買價ヲ省キ普ク財源ヲ濬スル等ノ語アリ。稱スル所、殷商ヲ招徠シ、其開辦ヲ聽シ、徵収ノ釐税ヲ酌量スル。是レ行フベキヤ否。李鴻章ヲシテ情形ヲ體察シ、斟酌妥善、奏明辦理セシム。原摺ハ抄給シテ閲看セシム等ノ因、此ヲ欽メリ。臣該御史ノ原奏ヲ查スルニ、内ニ稱ス。方今ノ務、海防ヲ以テ最要ト為ス。泰西各國、凡ソ布疋ヲ織リ軍械ヲ製シ戰艦ヲ造スル、皆機器ヲ用フ。故ニ日ニ富強ニ臻ルト。又謂ク、中國若シ機器ヲ用ヒ、開採轉運、鼓鑄製造セバ、其價外洋ヨリ來ルモノニ比スレバ賤ト為ス。更ニ遠謨ヲ宏拓スペキ等ノ語アリ。論ズル所均シク切要ニ屬ス。臣維ミルニ古今國勢必ズ先ズ富ンデ後能ク強シ。尤モ必ズ富、民生ニ在リテ國本乃チ益々固カルベシ。溯レバ各國ト通商セヨリ以來、進口ノ洋貨日ニ増シ月ニ盛ナリ。近年ノ銷數ヲ核計スルニ、價值已ニ七千九百餘萬兩ノ多キニ至ル。出口ノ土貨、年一年ヨリ減ジ、往々相敵スル能ハズ。其故ヲ推原スルニ、各國製造均シク機器ヲ用ヒルニ由ル。中國土貨、人工ニ成ル者ニ比スレバ、費ヲ省クコト倍蓰ナリ。售價既ニ廉ニシテ行銷愈ヨ廣シ。^{イヨイ}漸ヲ逐フテ法ヲ設ケ彷造シ自ラ運銷ヲ為スニ非ザレバ、以テ其ノ利權ヲ分ツニ足ラズ。蓋シ土貨多ク一分ヲ銷スレバ、即洋貨少ナク一分ヲ銷ス。庶クハ漏卮漸ク塞グヲ期スベシ。進口ノ洋貨ヲ查スルニ、洋布ヲ以テ大宗ト為ス。近年各口銷數二千二三百萬余ニ至ル。洋布曰用必需スル所ト為ル。其價又土布ニ較ブルニ廉ト為ス。民間争フテ相購用ス。而シテ中國銀錢外洋ニ耗入スル者、實ニ已ニ少カラズ。

臣紳商ヲ遴ミ派シ、上海ニ在リテ機器ヲ購買シ局ヲ設ケ布匹ヲ彷造セント擬ス。冀クハ稍洋商ノ利ヲ分タンコトヲ。^{シバシバ}疊飭辦ヲ經タルニ、均ク經費充タズ税釐太ダ重キヲ以テ相率ヒテ觀望シ、久シク成議ナシ。復タ三品銜候選道鄭官應、三品銜江蘇補用道龔壽圖ニ飭シ、編修戴恒ニ會同シ、妥細籌擬セシム。稟ニ據ルニ估ルニ成本銀四十萬兩ヲ需ム。商股ヲ分招シ數ヲ足ス。議シテ合同條規アリ。尚周妥ニ屬ス。^{スナハチ}當批准ヲ經、先ズ上海ニ在リテ局ヲ設ケテ試辦セシメ、龔壽圖ヲ派シテ專ラ官務ヲ辦ゼシメ、鄭官應專ラ商務ヲ辦ジ、又郎中蔡鴻儀、主事經元善、道員李培松ヲ添派シ會同籌辦セシム。該道美國織布工師丹科^{ダンフオース}ヲ延聘シ、滬ニ到ラシム。稱スルニ據ルニ、中國棉花、絲ヲ抽ク長カラズ。恐ラクハ織ルコト式ノ如クナラズ。必ズ須ラク花ノ性ニ就キ織機ヲ改製スペシト。已ニ與ニ合同ヲ訂立シ、其ヲシテ華花ヲ攜帶シ英美各廠ニ赴キテ試織シ機器ヲ酌購セシム。本年夏秋ノ交ニ即チ華ニ回リ開辦スペシ。泰西通例ヲ查スルニ、凡ソ新ニ一業ヲ期メ本國未ダ有ラザル者ハ、例トシテ界^{アツ}フルニ若干年限ヲ以テスルヲ得ル。該局機器ヲ用ヒ布ヲ織ル、事創舉ニ屬ス。自ラ應ニ十年内ヲ酌定シ、祇華商ノ股ニ附シテ搭辦スルヲ准シ、另ニ局ヲ設クルヲ行フヲ准サズ。其ノ應ニ税釐ヲ完ムベキノ一節ハ、該局甫メテ倡辦ヲ經、銷路ノ能ク暢旺スルヤ否ヤハ、尚ホ預メ計リ難シ。自ラ應ニ成本ヲ酌輕シ、蹻躍試行シテ洋商ノ排擠ヲ被ムルヲ免レシムルベシ。布匹織成ヲ俟チテノ後ニ、如シ上海ニ在リテ本地零星ノ銷售ハ、應ニ中西ノ通例ニ照シ、税釐ヲ完ムルヲ免ズベシ。如シ上海ヨリ逕ニ内地ニ運ビ、及ビ通商他口ニ分運シ、内地ニ轉入スルハ、應ニ洋布花色ニ照シ均シク上海新關ニ在リテノ正税ヲ完メシメ、概シテ内地沿途ノ税釐ヲ免ジ、以テ體恤ヲ示スベシ。如シ日後外洋ニ運出シテ行銷スルトキハ、應ニ新關ニ在リテノ出口正税若干ヲ納メシムルベシ。若シ十年後銷路果シテ能ク漸暢シ洋布果シテ少シク來ル可キトキハ、再ビ另議ヲ察酌スルヲ行フ。此レ中國自主ノ事ニ係ル。自ラ專章ヲ特定シ洋商ノ籍口スルヲ眞ルコト無ルベシ。未ダ盡サザル事宜ハ、再ビ南北洋大臣ヨリ時ニ隨ヒ督飭辦理スルヲ除クノ外、有ル所ノ上海ニ在リテ商ヲ招キ機器織布ヲ試辦シ以テ洋產ニ敵スルノ縁由ハ、合^マサニ恭摺具陳スベシ。伏シテ皇太后皇上ノ聖鑑ヲ乞フ。謹テ奏ス。

- 88) 『盛世危言』「紡織」付記。
- 89) 『申報』1882年5月12日「上海機器織布總局催收後五成股銀啓」。
- 90) 紡機はアメリカで、織機はイギリスでそれぞれ購入する契約を結んだ。なお紡機は短纖維の中国棉花に適したリング機であった。
- 91) 註56) に同じ。
- 92) 陳梅龍前掲論文による。
- 93) 『申報』1883年6月20日「織布局派息」、同1883年7月6日「機器織布局近事」、同1883年9月29日「機器抵埠」、同1884年1月12日「答暨陽居士採訪滬市公司情形書」。
- 94) 『申報』1883年7月6日「機器織布局近事」、同1884年1月12日「答暨陽居士採訪滬市公司情形書」。

- 95) 1883年秋に上海を中心に各地に波及した金融恐慌については、濱下武志「19世紀後半、中国における外国銀行の金融市场支配の歴史的特質—上海における金融恐慌との関連において—」（『社会経済史学』40—3 1974年）、劉廣京「1883年上海金融恐慌」（『復旦学報』社会科学版1983年第3期）、杜恂誠「從1883年上海金融風潮看中国資産階級的產生」（『歴史研究』1987年第6期）を参照。
- 96) 陳梅龍前掲論文。
- 97) 『申報』1887年7月29日「織布局開弁告白」（光緒13年6月初1日「上海機器織布局公啓」）。なおこの「告白」では機械代金は148,351両となっているが、1883年末の段階ではその3分の1の手付金しか支払っていなかったはずなので、本文では支払済みの機械代金を約45,000両とした。
- 98) · 99) · 100) 陳梅龍前掲論文。
- 101) 張国輝前掲書278ページ。
- 102) 『曾忠襄公奏議』卷31「查覆織布局務疏」光緒14年11月12日、張国輝前掲書278ページ、陳梅龍前掲論文。
- 103) 陳梅龍前掲論文。なお『申報』は1885年1月14日に「布局中止」という短文の記事をのせ、織布局がこの時に開業準備の事業の続行を断念せざるを得なくなる事情について次のように述べていた。
- 不意所購機器、竟難合用。自鄭觀察奏調回粵、此事遂中途於廢。現與股諸君互相推諉、致上憲行文查察。擬即照股清償、恐織布一局從此難望振興矣。
- この記事は織布局の事業中断の要因を、ダンフォースらが購入した紡織機が中国棉花を使用するのに不適合のものであることが判明したこと求めている。しかしこれは事実に合わない伝聞に基づいて書かれた誤った記事であった。この点については註125)を参照されたい。
- 104) 織布局の財務の実権を握っていた鄭觀応が資金の運用を誤ったことは、まぎれもない事実である。しかしが行なった錢莊や商舗、他の洋務企業への織布局の資金の貸付や投資が織布局の株主への官利支払いのためのものであったのか、かれ個人の私的事業、私的投機への利用であったのかは判然としない。陳梅龍前掲論文が盛宣懷の档案を使用してこの点について検討しているが、なお不鮮明な部分が残っている。盛宣懷にあてた鄭の書簡によるかぎり、鄭の株式投資は官利支払いのためのやむを得ない措置であったとも見なせるが、結果として織布局に重大な損失をもたらしたのであるから、その動機はともかくとして経営者としての責任は免れ難い。鄭の広州への移動は、やはりこのような事態が明るみに出、その責任を織布局の他の重役たち（特に官僚グループの重役）にきびしく糾弾されるのを恐れてのことであったと見るのが自然であろう。「総弁」が企業の財務を一手に処理し企業の資金を私的事業に流用することは、招商局など他の洋務企業でも広く行なわれていたが、これは出資者が経営の実務に明るい人物を支配人（経理）に任じてかれに経営をすべて一任するという、中国の伝統的な「合股」の慣行に基づくことであった。
- 105) · 106) 『曾忠襄公奏議』卷31「查覆織布局務疏」、『申報』1887年7月29日「織

布局開弁告白」、同1888年4月19日「書本報機器織布局各股分人公啓後」、同1890年12月19日「論中国彷行西法漸有成效」。龔寿図は1881年以来「官務」担当の「総弁」となっていたが、1882年にアメリカ人ウェットモア (Wetmore, W. S.) による紡績会社設立の動きを阻止する際に、ウェットモアの事業に協力した中国商人王克明に関し、事実無根の上申を南洋通商大臣左宗棠に行なったことを非難されて、1883年3月末に辞任していた。その後任として織布局の「官務」担当の「総弁」となっていたのが龔寿図の弟龔彝図である。清仏戦争後に李鴻章が織布局を再改組させるに際して最初その責任者として前面に立たせたのは弟の龔彝図と有力株主の沈善行であったが、まもなく李は龔寿図を「総弁」に復帰させて、織布局の再改組と開業準備の事業を推進させるようになった。

- 107)・108)・109)・110)・111)・112)・113)・114) 『申報』1887年7月29日「織布局開弁告白」。
- 115) 『申報』1887年7月25日「書織布局章程後」。
- 116) 会社の資金を外国銀行に預金することは、1887年の「章程」にはじめて盛り込まれたことである。これは1883年の恐慌で多数の錢莊が倒産したことの教訓としてとり入れたことであろう。鄭觀応らの作成した1880年の「章程」では、織布局の資金は「穩當の」錢莊に預け入れることになっていた。
- 117) 註107)と同じ。
- 118) 『申報』1890年12月19日「論中国彷行西法漸有成效」には、龔寿図が織布局の「総弁」として行なった「用人」・「理財」のいずれもが、やはり織布局に「官場の習氣」をもちこみ、職員に無能無用の冗員を多数かえこむなど、依然として（或いは鄭觀応時代以上に）不合理なものであったことを指摘している。
- 119) 「章程」には「毎年布二四萬匹ヲ出ス可シ。市価ニ照セバ銀四四萬兩ニ售ス可シ」とあるだけであるが、この「布二四萬匹」・「銀四四萬兩」という数字は、いずれも1880年の「章程」のそれと全く同じものであり、他方1880年の「章程」は織布局の製造する「布」を「英産原布」と「美産斜紋布」・「英産洋標布」としていたので、このように解釈した。
- 120)・121)・122)・123)・124)、註107)と同じ。
- 125) 織布局の使用する紡織機や建設する工場については、1887年の「章程」はほとんど言及していない。工場と機械類への言及はわずかに次の三つの節でなされているのみである。
- 一、廠中諸事、應由丹科專理、俾有責成也。查中國機器織布局、本為創舉。今宜責成丹科、所有機器各事、應由丹科斟酌而行。而丹科亦宜隨時將廠中各事告明總會辦、庶幾責無旁貸。
一、宜和衷共濟毋存私見也。局中無論何事、均宜公同酌議。其建造機廠購買機器諸大事、尤宜和衷商議、不得詐虞欺隱。如因公事不決、宜請公正曉事之人虛心商酌、並候督辦裁定遵行、以期無弊。
一、機器宜購四百張也。查機器織布非四百張、其利銀寔不足以資周轉。然常創辦

之時、宜由小至大、逐漸推拓。今擬先為運回二百張、試行開辦、日漸加增、以四百張為度。如果有利無弊、人樂從事、公積日多、然後增量擴張、多多益善、以期收回利權。

引用した条項の中で圈点を付した部分は一体どのように解釈すればよいのであるか。これを註103)に引用した『申報』の「布局中止」という記事とあわせて考えると、次のような推測が可能となる。

- ① 鄭觀応は1883年にダンフォースを通じて購入・取得した紡織機が厚地綿布（『粗布』）しか製織できないことを経元善ら織布局の役員の「商人グループ」の者にしか明らかにしていなかった。この鄭の背信行為を龔彝図らが問題とし、1887年の「章程」の中に「詐虞欺隱」を戒めた一節をことさらに明示したのであった。
- ② 鄭が広東に向かったのち、織布局の入手した紡織機が厚地綿布しか製造できないものであるという事実が、鄭による資金損耗というより重大な事実とともに、織布局の「官僚グループ」の知るところとなった。かれらは激怒し、経元善ら商人グループの役員に激しい非難をあびせた。織布局の指導者間の不和・亀裂はここに至ってさらに拡大し、織布局の開業をめざした準備工作の続行は困難となった。
- ③ 同時に、鄭がダンフォースを通じて購入した織布局の紡織機が中国棉花を使用して洋式綿布を生産するのに全く役立たないものであったとする風評が上海の「紳商」の間に広がった。註103)所引の『申報』の記事「織局停止」は、このような誤った伝聞・風評に依拠して執筆されたものであろう。
- ④ ダンフォースを通して織布局が購入した紡織機が中国棉花を原料として使用するのに不適のものであったとするさきの『申報』記事は、明らかに事実に反した誤報であった。それらはすでに見たように「粗糸（太糸）」を紡出し、厚地綿布を製織することは確かにできるものであった。
- ⑤ 官僚グループの中心人物龔寿図・龔彝図兄弟も、④が確認できたので、経元善ら商人グループの役員を排除したのち、1885年以降には、自派の完全なイニシアティブのもとで織布局を開業させようとした。しかし、1887年に新しい「章程」を定める時点では、株主たちへの影響を恐れて、かれらは織布局が厚地綿布しか生産できないことをありのまま知らせようとはしなかった。
- ⑥ 1887年の「章程」は、1880年の「章程」をほとんど全面的に踏襲して事業の収支の概算をしているが、その際に織布局が生産する予定の洋式綿布がいかなる種類のものであるかをなぜか明示しようとしている。これについては単に説明を簡略化したためであって、内容的には1880年の「章程」と全く同じ種類の綿布（「英産原布」と「美産斜紋布」・「英産洋標布」）を生産することを示したものであったとも解釈できる。しかし、またそれは、織布局が中国棉花を使用していかなる綿布（厚地綿布の中のどのような種類の綿布）を生産できるかについて、龔寿図・龔彝図兄弟やその協力者には、当時なおはっきりした見通しがたっていなかったことを示すものとも解釈することができる。この点についても現段

階ではいずれとも決めかねるが、ここではひとまず前者の解釈に立って論をすすめた。

- 126)・127)・128)・129) 『申報』1890年12月19日「論中国彷行西法漸有成效」。なお『申報』のこの論説は馬建忠の「用人」・「理財」が前任の「総弁」龔寿図のそれよりもはるかにすぐれ、しかも織布局が生産はじめた綿布が「上質のアメリカ綿布」に比肩するほど良質のものでその売れ行きも順調であるとのべて、株主たちに株金の追加払い込みを早急にしますよう勧めていた。ここで紹介されている馬建忠とは、李鴻章の幕下にあって外国との交渉や洋務企業の経営に当ったことのある著名な改良主義の思想家のことである。馬建忠の思想と行動については林要三「馬建忠の経済思想—『富民』思想の成立およびその役割—」（『帝塚山大学紀要』第2輯の第2冊 1966年）と、坂野正高『中国近代化と馬建忠』（東京大学出版会 1985年）が最も精密・詳細に検討を加えている。また織布局の「総弁」としての馬建忠の行動、かれが行なおうとして果せなかつたことについては、夏東元『盛宣懷伝』（四川人民出版社 1988年）165～167ページを参照されたい。
- 130) 陳梅龍前掲論文、張國輝前掲書279ページ。
- 131) 註126)所引の『申報』の論説によると、これより先に楊宗瀚は、馬建忠が「総弁」に就任した時に、織布局の「会弁」に任せられていた。彼は馬建忠が更迭されたあとその後任に任せられた兄の楊宗濂に代って、まもなく「総弁」に昇進したのである。
- 132) 楊通誼「無錫楊氏与中国棉紡織業的關係」（『工商史料』2 1981年）、王燮中「對上海機器織布局歷史的一點補充」（『史學月刊』）1984年第5期）。
- 133) 織布局が生産した洋式綿布の種類とその生産量については『申報』1891年1月15日「上海機器織布局告白」（「本局ハ花旗ノ粗布・斜紋布ヲ仿織ス」とある）、British Parliamentary Paper, China, Vol. 18. pp. 535～537. 山中峰雄『支那通覧』（1894年）274～276ページ、緒方二三『清國商工業視察報告』（1896年）19ページなどを参照。なお1893年のイギリス領事報告によると、開業後の織布局が製織した洋式綿布の種類とそれらの生産量は以下のようになっていた。

第4表 織布局の綿布生産量

年 綿布の 種類	Sheetings (pieces) (粗布) 歖	Drills (pieces) (斜紋布) 歪
1891年	14,000	12,000
1892	60,000	40,000
1893※	154,000	112,000

※ 1893年の生産量は、同年1月から織布局が火災で廃墟となる同年9月中旬までのものを示す。

織布局の生産した粗布と斜紋布の最大の消費地は、地元の上海であった。また上海につぐ消費地は華北の大都市天津であった（North China Herald. 1893. 10. 27. 孫毓棠編『中国近代工業史資料』第一輯（下）1072～1073ページを参照）。

- 134) 19世紀後半に中国に輸入されていた外国綿布のうち、布地が厚く重量感のあるものといえばアメリカ製の粗布とアメリカ製の斜紋布、イギリス製の洋標布の三つが代表的なものといえる。これらのうちはじめ輸入量が最も多かったのは、イギリス産の洋標布であった。60年代から70年代末まではイギリス産の洋標布の輸入量は、原色布（生金巾）について中国の輸入綿布の中で第2位となっていた。しかし、80年代の初頭以降、洋標布は華北と東北の二大市場をアメリカ産の粗布と斜紋布に奪われ、20世紀初頭にはわずかに長江流域や華南で粗布や斜紋布に対し優位を占めるにすぎなくなった。厚地綿布の主要市場である華北と東北では、80年代初頭以降、アメリカ産の粗布と斜紋布が優勢となり、90年代には薄地綿布の代表格であった原色布（生金巾）をもしのいで粗布の輸入量は輸入外国綿布の中で第1位となった。織布局は華北の厚地綿布市場でこのアメリカ綿布を脅かす存在になりかけた時に、火災をおこして炎上し、市場奪回の機を逸することとなったのであった。また90年代以降、インドの機械製綿糸や日本の機械製綿糸が徐々に華北の農村に流入してそこに農家副業としての織布局（新土布生産）を興起させたため、華北や東北の厚地綿布市場が都市部から農村部まで深く拡大することは、ついに見られなかった。
- 135) 嶽中平前掲書104ページ。
- 136) 『申報』1890年12月19日「論中国彷行西法漸有成效」、『新輯時務匯報』卷103 12～13ページ「論上海紡織局大概情形」（『中国近代工業史資料』第一輯下 1065ページ）、馬建忠『適可齋記言紀行』卷1「富民説」などを参照。
- 137) 註134)に同じ。
- 138) 各年の海關報告による。
- 139) 馬建忠は「富民説」において織布局の1年間の綿布の生産量を18万疋と見なし、それが当時の中国の外国綿布の輸入量の80分の1にしか相当しないことから、織布局の生産する綿布の量は、外国綿布の輸入量と比較すると「九牛の一毛」にしかならないと慨嘆していた。しかし、このようなとらえ方は、原料棉花の性質上、当時の中国では生産不可能であった薄地綿布をも含めて比較した場合にはじめて成立することなのであった。
- 140) 専利の有効期限は、1882年春から10年間であったから、1892年春にはそれは満了となることとなっていた。それ故、龔壽図・龔彝図兄弟は、1887年に織布局を再改組するに際し、織布局の専利を生産開始の日から10年間とあらためるよう李鴻章に要請していたが（『申報』1887年7月29日「織布局開弁告白」）、その承認を得ることはできなかった。ついで1890年には「総弁」の馬建忠が、専利の有効期限が2年後に満了することを前提として、織布局の500台の織機が全面的に稼動するようになった日から向こう10年間江蘇省内の產棉区において、織布局以外の綿布生産会社を設立することを禁じる措置をとるように李鴻章に要求していた（陳梅龍前掲論

文）。李はこの馬建忠の要請に対しても承認を与えていなかった。これはいかなる理由によるものであろうか。恐らく織布局の専利が適用範囲を変えたにしても基本的に継続することに反対する声が80年代の末以降年々強くなってきていたためと思われるが、この点についてはあらたな史料を発掘して十分に検討しなければならない、と考える。しかし、李鴻章は1892年春に織布局の専利の法規上の有効期限が満了しても、織布局はひきつづきそれまでの専利の特権を保持しているとの態度をとっていた。次にその根拠となる史実を列挙しておこう。

- （一）1893年7月（織布局の火災の3カ月前）、安徽出身の塩商で浙江厘金局の「総弁」をつとめた朱鴻度が盛宣懷に天津に招かれ、両名が共同で紡織会社（のちの裕源紗廠）を設立することを合意した時、李鴻章はこの紡織会社の開設を、それが織布局の「分局」の形をとることを条件として承認していた（陳梅龍「裕源紗廠是怎樣創建的」『歴史教学』1984年第5期、嚴中平主編『中国近代経済史—1840～1894—』人民出版社 1989年 1443～1444ページ、1527ページ）。
 - （二）織布局の火災の数カ月前（1893年6月～7月）、織布局の総弁楊宗瀚が上海に楊家の単独経営の紡績会社同孚吉紗廠を設立しようとした時に、李鴻章はそれが名義上織布局に附属することが条件となっていることを理由にして、その創設を承認していた（織布局の火災によりこの計画も実行されずに終った）（嚴中平主編前掲書1444ページ）。
 - （三）1892年の春（織布局の専利の法制上の有効期限の満了する時期）以降にも、『申報』はその論説の中で織布局が機械製綿製品生産の専利の特権をもつことを問題にし、それが中国における機械制綿紡織業勃興の重大な障礙となっているとくり返し非難していた（拙著『洋務運動の研究』（未刊））。
 - （四）1893年10月の織布局の火災後、李鴻章・盛宣懷は、焼失した織布局に貸しつけられていた政府資金（官款）や織布局の株主の出資金を補償するために、織布局の後身として開設した華盛紡織総廠に「綿糸1梱につき銀1両」を納付すれば民間人が紡績会社を設立することを許可する方針をとったが（ただし1894年5月以降には許可する紡績会社の数を10に限定した）、その際、かれらは新規に紡績会社を設立する者が織布局の損害を補償する義務を負う理由として織布局が専利をもつことをあげていた（China Maritime Customs, Decennial Reports, 1892～1901. Shanghai. p. 513）。筆者は以上の四つの史実から、李鴻章は1892年春以降も織布局は専利をひきつづき保持しているとの態度をとり、清朝の他の官憲や民間人も織布局はひきつづき専利の特権を保持しているとみなしていたと判断して、織布局の専利の有効期間を1880年から1895年（織布の火災後は李鴻章・盛宣懷が上海に設立した「紡織稽査公所」に織布局の専利の特権は移管された）までと見なすべきであると考えている。
- 141) これには織布局が1890年に操業を開始した時、紡機はそのすべて（35,000錘）が当初から全面的に稼動できたのに対し、織機は最初わずか全体の4割弱（予定の530台のうちの200台）しか稼動できなかつたことも、その原因となっていた。

- 142) 小山正明「清末における外国綿製品の流入」(『近代中国研究』第四輯 1960年)。
- 143) 織布局の生産する綿糸は、色が白い上に右撚(順手)である点において、中国農民による土布生産の原糸とするのに好適であり、当時の綿糸市場で好評を博した。これに対しインドの機械製綿糸は低価格ではあったが、左撚(逆手)であるうえに「色沢」が悪いという弱点をもっていた。
- 144) 『李文忠公全集』「電稿」卷14「寄倫敦薛使」光緒19年5月25日。
- 145) 嶽中平『中国棉紡織史稿』105ページ、拙著『洋務運動の研究』(未刊)。
- 146) 嶽中平『中国棉紡織史稿』105~106ページ、波多野善大前掲論文、久保田文次第一・第二論文などを参照。なおこの計画は、周知のように、紡機・織機とも、以後10年間はそれ以上の増加を認めないものとなっていた。
- 147)・148) 『李文忠公全集』「奏稿」卷78「推広機器織布局摺」光緒20年3月28日。
- 149)・150) この点は牟安世『洋務運動』(上海人民出版社 1956年)153~154ページ、陳梅龍前掲論文、久保田文次第二論文のすべてに共通している。